

岐阜県が発注する工事※は「完全週休2日」を原則とした「週休2日制モデル工事」となります

※農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部が発注する建設工事

➤ 週休2日制モデル工事について

○ 発注方式について

- ・原則として「発注者指定型」により発注していますが、「発注者指定型以外」の工事であっても、「申入れ」により実施は可能です。

○ 完全週休2日とは

- ・工期から非対象期間（準備、後片付け、夏季・年末年始休暇等）を除いた対象期間において週休2日（4週8休以上の現場閉所）を確保し、かつ土日・祝日を現場閉所したと認められる状態をいいます。

➤ モデル工事のいいところ

○ 「工事成績評価」で評価アップ↑↑↑

- ・完全週休2日達成率及び現場閉所率に応じて工事成績を加減点

- | | |
|---------------------------------|---------|
| ① 完全週休2日達成率70%かつ28.5%以上（4週8休以上） | : +2点 |
| ② 28.5%以上（4週8休以上） | : +1.5点 |
| ③ 25.0%以上28.5%未満（4週7休以上4週8休未満） | : +1点 |
| ④ 21.4%以上25.0%未満（4週6休以上7休未満） | : +0.5点 |
| ⑤ 14.2%以上21.4%未満（4週4休以上6休未満） | : ±0点 |
| ⑥ 14.2%未満（4週4休未満） | : -1点 |

○ 会社として取り組みば、「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」で評価アップ↑↑↑

- ・4週8休以上で1点、完全週休2日で3点

○ 若手労働者の雇用に有利

- ・就職を考える若者が企業に求めるもの、それは「休日の確保」

➤ 週休2日を達成できないとどうなる？

○ 達成状況に応じて段階的に減額変更

- ・発注者指定型のモデル工事は当初設計から4週8休以上の経費補正を行っています。実績が4週8休に満たない場合には下記のとおり段階的に経費補正を行います。

- | | | |
|------------------------------|---------------|-----------------|
| ① 28.5%以上（4週8休以上）※ | 【労務費】 1.05 | 【機械経費(賃料)】 1.04 |
| ※当初設計 | 【共通仮設費率】 1.04 | 【現場管理費率】 1.06 |
| ② 25.0%以上28.5%未満（4週7休以上8休未満） | 【労務費】 1.03 | 【機械経費(賃料)】 1.03 |
| | 【共通仮設費率】 1.03 | 【現場管理費率】 1.04 |
| ③ 21.4%以上25.0%未満（4週6休以上7休未満） | 【労務費】 1.01 | 【機械経費(賃料)】 1.01 |
| | 【共通仮設費率】 1.02 | 【現場管理費率】 1.03 |
| ④ 21.4%未満（4週6休未満） | 補正しない | |

※詳細は「岐阜県発注の週休2日制モデル工事実施要領」を参照してください。
右記QRコード又は下記URL（岐阜県HP）に掲載しています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1693.html>



○完全週休2日達成率の計算方法

$$\text{完全週休2日達成率(\%)} = \frac{\text{対象期間における土曜日、日曜日及び祝日を現場閉所日とした日数}}{\text{対象期間の土曜日、日曜日及び祝日の日数}} \times 100$$

※ 小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。

※ 祝日：国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

○現場閉所率の計算方法

$$\text{現場閉所率(\%)} = \frac{\text{現場閉所日の数}}{\text{対象期間における現場閉所日の数}} \times 100$$

※ 小数点第2位以下切り捨て1位止めとする。

○工事費の補正対象確認方法

(1) 週休2日制モデル工事として発注するもの

・当初設計時は①により経費を計上する。現場閉所の達成状況①～③に応じ経費を計上する。

(2) 契約後に週休2日制モデル工事として実施するもの

・現場閉所の達成状況①～③に応じ経費を計上する。

- ① 28.5% ≤ 現場閉所率：補正する。(【労務費】1.05【機械経費(賃料)】1.04【共通仮設費率】1.04【現場管理費率】1.06)
- ② 25.0% ≤ 現場閉所率：補正する。(【労務費】1.03【機械経費(賃料)】1.03【共通仮設費率】1.03【現場管理費率】1.04)
- ③ 21.4% ≤ 現場閉所率：補正する。(【労務費】1.01【機械経費(賃料)】1.01【共通仮設費率】1.02【現場管理費率】1.03)
- ④ 21.4% > 現場閉所率：補正しない。

※ 営繕工事については、労務費のみを補正する。

※ 「現場閉所日」とは、現場事務所で事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された日を指す。(ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は閉所として取り扱うものとする。)

※ 「対象期間」とは、「工事開始日(工期の始期日または設計図書において規定する始期日)」から「工事完成日(完成届に記載のある完成した日)」までの期間から非対象期間を除いた期間を指す。

【非対象期間】

- (1) 準備期間：工事開始日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事が開始されるまでの期間）
- (2) 後片付け期間：本体工事及び仮設工事完了後から工事完成日までの期間（事務手続、後片付け等のみが残っている期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）： 8 / 14 ～ 8 / 16
- (4) 年末年始休暇（6日間）： 12 / 29 ～ 1 / 3
- (5) 工場製作の期間
- (6) 工事事務等による不稼働期間
- (7) 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- (8) 受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間